

堆肥の成分分析を実施しましょう！

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、堆肥の販売・無償譲渡（堆肥・稲わら交換含む）には、届出が必要です。

肥料価格高騰の影響を受けて堆肥の需要が高まっています。届出を提出して、適正に販売・譲渡しましょう。

【堆肥供給促進事業】

堆肥の届出を提出するために必要な堆肥の成分分析にかかる費用の1／2を補助します。

【事業の流れ】

① 栃木県畜産協会に申請書を提出	→	② 分析業者に分析を依頼 ※10/19以降の分析が対象	→	③ 堆肥の届出を提出	→	④ 成分分析の領収書（写）、成分分析結果（写）、受理後の堆肥の届出（写）を栃木県畜産協会に送付	→	⑤ 成分分析費の1／2が入金
------------------	---	--------------------------------	---	------------	---	---	---	----------------

事業の申請及び完了までに必要な書類

- 申請書類の提出
- 堆肥の成分分析結果（写）
- 成分分析の領収書（写）
- 受理後の特殊肥料生産届（写）

【堆肥の届出のステップ】

① 堆肥の成分分析を実施

② 堆肥の届出（特殊肥料生産届出）を栃木県農業環境指導センターに提出

※提出書類は、農業環境指導センターのHPをご確認または、以下にお問合せください。

【問合せ先】

畜産振興課	TEL：028-623-2350	下都賀農業振興事務所	TEL：0282-24-1101
河内農業振興事務所	TEL：028-626-3073	塩谷南那須農業振興事務所	TEL：0287-43-2318
上都賀農業振興事務所	TEL：0289-62-6125	那須農業振興事務所	TEL：0287-22-2826
芳賀農業振興事務所	TEL：0285-82-3074	安足農業振興事務所	TEL：0283-23-1431

事業参加希望調査票

氏名

住所

電話番号

注1 畜産協会まで FAX (028-683-1077) または、所属の団体にご提出ください。

注2 本調査票は事業の申請書ではありません。

【よくある質問】

Q1 1人で複数の堆肥を扱っている場合、複数の堆肥分析を申請できるか。

A1 申請できます。ただし、それぞれの堆肥ごとに届出を提出してください。

Q2 いつ以降の成分分析が対象になるのか。

A2 令和4（2022）年10月19日以降が対象となります。

Q3 分析機関はどこに依頼すればよいのか。

A3 栃木県農業環境指導センターのHPに掲載があります。→ QRコードから確認
なお、分析機関によって料金は異なりますので、直接ご確認をお願いします。



Q4 届出に必要な分析項目は何か。

A4 栃木県農業環境指導センターのHPに掲載があります。→ QRコードから確認
なお、畜種によって必要な項目が若干異なりますので注意してください。



Q5 届出はいつまでに提出が必要か。

A5 3月上旬には届出の写しを畜産協会宛てに提出していただく必要がありますので、
2月中には届出をお願いします。

